

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第四十号

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の申請) 第二条 (略) 2―4 (略)</p> <p>5 第一項及び前項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験申込み) 第十五条 二級建築士試験又は木造建築士試験（広島県指定試験機関が二級建築士等試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次の各号のいずれかに掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び写真（申請前六月以内に、脱帽して正面から撮影した縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルのもの）を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) 一―四 (略)</p>	<p>(免許の申請) 第二条 (略) 2―4 (略)</p> <p>5 第一項及び前項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験申込み) 第十五条 二級建築士試験又は木造建築士試験（広島県指定試験機関が二級建築士等試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次の各号のいずれかに掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び写真（申請前六月以内に、脱帽して正面から上半身を写した縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルのもの）を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略) 一―四 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。